税金は納期限までに納めましょう

皆さんが納める税金は、福祉や教育、防災などの行政サービスに充てられており、わたしたちの暮らしに欠かせない重要な財源です。税金を滞納すると、それらの財源が損なわれ、市民サービスに必要な事業ができなくなります。また、納期限内にきちんと納めている方との公平性が損なわれるため、絶対に認められないことです。

市では、今後も差押えの強化など、厳正に滞納整理に取り組んでいきます。

Q：税金を滞納すると、どうなるの？
A：滞納額の大小にかかわらず、段階を経たうえで財産の差押えなど滞納処分を行います。



市の令和７年度差押え状況

財産区分	件数	充当した金額
預貯金	570件	29,160,740円
給与	225件	30,763,692円
その他	140件	18,072,998円
合計	935件	77,997,430円

督促状の発送
納期限までに納付がない場合、納期限から20日後に督促状を発送します。



財産調査
それでも納付がない場合、金融機関、勤務先、生命保険会社などに質問および調査を行います。自宅などへ強制的に財産調査に行くこともあります。

財産差押え
財産調査で判明した財産を差押えます。これらの調査や滞納処分は、法令に基づき、滞納者へ事前に告知することなく行うことができます。

換価・配当
差押えた財産は、取立てや公売により換価します。換価して得た代金は滞納金に充てます。



様々な納付方法がありますので、ご都合に合わせてご利用ください。

※納付書は、納期限内のものに限ります。

納期限や納付方法について

●コンビニエンスストアでの納付
バーコード付納付書により、レジで納付できます。

※クレジットカード、スマートフォン決済アプリを利用して納付することはできません。

●口座振替による納付
市内の金融機関に口座振替依頼書を提出することでお手続きができます。三井住友銀行をご希望の方は、㊌収納課までご連絡ください。

●決済アプリによる納付
スマートフォン決済アプリから二次元コードやバーコードを読み取ることで納付できます。

●クレジットカード・インターネットバンキングによる納付
スマートフォンやパソコンから「eL（エル）お支払サイト」にアクセスし、二次元コードを読み取ることで納付できます。

eLお支払サイト

困ったときには、早めの相談を！



病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由で税金を納期限内に納付することが困難な場合は、放置せず早めにご相談ください。やむを得ない事情で納付できない場合でも、市への相談を行わないまま放置すると滞納処分が行われます。

相談日時 ※予約不要

●平日　８時30分～17時15分
（令和9年1月から　9時～16時30分）

●毎月第１日曜日　（１月１日から４日を除く）
８時30分～12時

場　所 ㊌収納課

◆問い合わせ＝㊌収納課（内線1520）





常総市役所　㊌…本庁舎、議会棟　㊎…石下庁舎